

参加型福祉研究センター ニュースレター

市民活動エンパワメント連絡会で学習会を開催しました。

活動の一環で、生活困窮者支援等活動にかかわるテーマで学習会を行いました。

前期は、通信社などの勤務を経てジャーナリストとして活動されている池上正樹氏から、外に出られず苦しんでいる、「大人のひきこもり」の人たちの実態や背景・現状についてお話いただきました。私たちにできることは何か、地域社会としてできることは何か、併せてお話いただきました。

市民活動エンパワメント連絡会

神奈川の生活クラブ運動グループが中心となり平成27年4月に発足した組織です。四半期ごとに連絡会を開催し、若者や生活困窮者等の自立支援にかかわる今日の状況や、社会的自立をサポートすることをめざして、生活クラブ運動グループの各団体が進めている活動共有や学習会等を行っています。

<前期講演内容の概要>

- 日 時：2018年7月10日(金)13:35～15:05
- テーマ：「あなたには見えますか？ひきこもる大人の姿」
- 講 師：池上正樹氏（ジャーナリスト）



ひきこもりにかかわることになったこと

○1997年から日本の「ひきこもり」現象の取材を始めた。東日本大震災後は被災地に入り、震災と「ひきこもり」の関係を調査した。10年前から、「週間ダイヤモンド」のWeb版のダイヤモンドオンラインで「大人のひきこもり」の連載を始めた所、当事者の方からの反響がかなりある。メールでやりとりをしている人からは、誰ともつながっておらず、支援も医療も受けていない人が多いことが分かった。地方の人の状況はより深刻で、外の人目の目があざり外出できないという現実がある。7年前から「庵-IORI-」という対話の場づくりにもかわり、社会的課題を考え自分自身もつながるネットワークとしてできることを行っている。今日はこれまでの取材や活動を通して見えてきたことをもとに話していきたい。

一連の襲撃等の事件とひきこもりとの関係

○事件が起きると、ひきこもりの人がいる家族からは自分の子供も同じような事件を起こすのではないかと相談が来るが、ひきこもる状態と事件とは直接的には関係がないと言える。ひきこもりという状態は人によって状況・背景も様々であり、事件を起こした当事者何人かと直接会って話したが、事件を起こしたことはひきこもっていることが原因ではなく、周囲が追い詰めると悲劇につながるようだと感じた。

○事件の当事者は親や家族、その他の人にも不信感を持っている場合が多く、親が理解者を一人でも見

つけることがとても大事だと思う。いくつかの事例を見ていくと多くの当事者はいじめを受けてきて居場所がなく、家庭も安心できる場ではない状況にあった。他の人に理解されずコミュニケーションが取れないため、気持ちが伝わらないのでだんだんルールから外れ、追い詰められて怒りの衝動に駆られるという状況があるようだ。親から虐待を受けたこと等もあり、親や周囲への復讐という気持ちから事件に至ったと思われる。いくつかの例は適切な支援を受けられないまま、精神的な病気にも気付かないうちに大人になり、事件に至ったのではないかと思う。

○取材をしていると、親はひきこもる子の存在を周囲に隠し、子は見えないものになって孤立して追い詰められて、親自身も孤立していくという状況が多かった。支援窓口で相談しても、子がひきこもっているため、適切な支援につながらないうちに途中であきらめてしまったりもしている。当事者を責めない、追い詰めない、家族を孤立させない支援のあり方について地域で考えていくことが大事だと思う。まずは子にとって穏やかな家庭環境を作らないと、相談や支援にはつなげられないと思いたい。

8050 問題とは

○80 代の親と 50 代の収入のない子の同居する世帯が孤立や病気・金銭面で困難に陥って行き詰る状態であり、今まで見えなかったことが顕在化してきて、社会的に関心が高まっている。また、7040 や 9060 問題とも言われている状況もある。ひきこもる本人だけでなく、家族全体が孤立している。親が高齢化していく中で、子である当事者が今後どう生きるかを考えていくことが重要なことだ。

ひきこもりとは、どのような状況なのか？

○誰とも話が出来なく、家族以外の関係を遮断された状況。子が働かない、精神疾患があるという世間体を気にした家族によっても、存在を隠され追い詰められていく。社会的に姿が見えないので把握されていなく、当事者である本人は、自分だけがおかしい存在であると思込まされてしまっている。

先行きの見えない長期高齢化、把握できない顕在化

○自治体の調査では、ひきこもりで 40 代以上の人の割合が半数以上となっているが、実態はもっと多いと思われる。ひきこもる女性が多くなっていることも最近わかってきた。ひきこもりの人がいる家庭は生活に問題がないように見えても、庭が密林状態、家賃滞納、中がゴミ屋敷状態、お金を使いたがらない、日中閉じこもり夜外出する等からある程度把握できる。最近の傾向では、高齢の親が亡き後、自分の関わりを懸念した兄弟姉妹が「KHJ 兄弟姉妹の会」等の活動を始めたり、客観的に物事を見ているので兄弟姉妹が社会とつながるキーマンとなっていることもある。また、「OSD」（専門家相談）や、「ひ老会」（生活相談）等親や当事者目線で親亡き後のことを考える会が発足している。当事者は、親に対して向き合って欲しいと思ひ、中には謝って欲しいと思ひていても親は忘れてしまっていることが多く、当事者の気持ちが消化されない限り、いつまでも親子のコミュニケーションが取れないことが続くようだ。

メールで訴えてくる内容

○話をきいてもらいた、自立したいがどうしたらよいかわからない、どこにも行き場がない、空白の履歴が長いので何もない自分を表現できない、自分の将来の道筋が見えてこない、等の声が多く聞かれる。

地域の「ひきこもり」全体像

○ひきこもりと言われる状態像は大きく 2 つに分かれるようだ。精神疾患や障害が背景にあつてすでに治療を受けていたり、セーフティネットもある人達。もう一方は、それ以外の外から見えない人達。自分はひきこもりではないと否定し、家族もうちにはひきこもりはいないと隠してしまう。診察を受

けていない等様々な理由で障害年金が受給できなく、生きる術がないから今は親と同居しているが絶望している人や、働いていたが雇止め、職場のパワハラ・いじめ等がトラウマになって働けなくなっている人たちも多い。このような「それ以外の外から見えない人たち」の気持ちが理解できて、社会とつなぐ人が必要だが圧倒的に少ない。

一度レールから外れると、戻れなくなる社会

○昔は家族主義の会社が多かったが、雇用環境が変化してコスト競争が激しい社会になり、コミュニケーションやプレゼンの能力が必要となっている。当事者には潜在的能力が高い人も多いが、プレゼンができないためにその能力は生かされない。非正規、派遣、低賃金労働、パワハラ、いじめなどを受け、このままでは自分が壊され、就労支援は働け詐欺のようだと感じていく。団塊世代は、戦って自分でポジションを勝ち取ってきたので、戦わない団塊ジュニア世代が理解できないとの話を父親からはよく聞く。

制度の谷間

○東京都では従来、非行対策と同列で位置付けられ、若者就労支援の枠組みからは抜け出せていない。長期的高齢化、潜在化の現実を捉えておらず、当事者の声を聴き、その姿が見えている施策だろうかと思う。年齢(34歳)や状態で線引きされ、当事者はセーフティネットの谷間に置かれている。また、ゴールが就労ということには抵抗感が強い。本人たちも考えていることであり選択肢の一つではあるが、就労ありきではなく、生きていく為にどうしたらよいかを一緒に考えて欲しいというのが当事者の声としてある。しかし、親の世代は正社員じゃないと苦勞するんだからと自分の理想を託すが、レールから一度外れるとなかなか正社員の道はなく、厳しい社会となっている。ゴールは多様でよいと、特に父親は理解ができない。母親は理解できても、そういう父親に追従するということが起きてしまいがちである。

○人の傷がわかる人もわからない人もいるが、当事者だった人でも当事者性がわからない人もいる。「当事者」という定義がない中で、安易に「当事者性」でまとまろうとしている動きがあることに危惧している。まずは自治体で実態調査をして、本人が抱えている障壁、家族の苦勞や課題、求めているニーズを把握して明確にした上で、支援を行うことが大事である。今年度内閣府の実態調査(40歳以上)が2018年12月にまとまる予定であるが、性的少数者や女性の家事育児従事者の扱いに注目したい。

「正社員になれなければ、死ぬしかない」?

○多くの親は、見栄から他人と比較し、「非正規」で恥ずかしいという価値観を持っている。働いているのに正社員でなければ困る、正社員じゃなければ人間ではない等という親の価値観を、子が内面化しているところもあると思う。

暴力的支援団体の問題

○親が最後の手段としてネット検索をすると、「24時間なんでも自立支援の相談にのる」等と上位に出てくるところに暴力的支援団体が多い。一度電話をしてしまうと電話を切らせず、「時間がないから」等と説得・脅迫的に親の不安を煽り、お金で解決するしかないと言われ詐欺に近いような形で契約させてしまう団体も多い。入会時に300~500万円と法外に要求され、契約した瞬間に当事者の意向を無視して施設に連れて行くということが行われている。自立支援のプログラムも何もなく、放置・監禁ということが行われ、脱走者からはひどい施設だということも聞いており、死に至るケースも出ている。家族はなかったことにしたいと言われ、なかなか表ざたになることはない。脱走してきた人はフラッシュバックでひどいひきこもり状態で、連絡が取れなくなっている人もおり、当事者からは自分を打った家族がずっと恨まれている。

当事者が大事にしているもの

○命・尊厳の危機だと思う。当事者は社会は安心できないと、絶望・あきらめの境地になっていて、それでも「いつかは」、「誰かが待っていてくれる」と期待や希望を持ち、生き続ける手段としてひきこもる行為を選択していると思う。防衛反応でひきこもらざるを得なかったという人が多い。

当事者が求めるもの

○現実ではひきこもったり社会に出たりを繰り返しているが、当事者の支えになるものは、仲間の存在、引きこもる意味の肯定、適した役割である。診断名やレッテルではなく、「その人」そのものを見ていところを尊重することが大事だと思う。家族や支援者等第三者の話は信用していないところがあり、経験者や当事者からの口コミの情報はとても信頼していて、社会に出ていくきっかけともなり、情報を欲しいと言っている。

元気なうちに、親としてどう対応するか

○生きているだけで社会参加しているんだ、ひきこもりも生き方の選択肢の一つであると肯定することが大事である。当事者は、恥ずかしいと感じられなくなれば楽に生きられると言っている。ずっと否定されて生きてきて、ひきこもる行為にも意味があったと肯定され、人とつながりができて自分を認めてくれる人がいることで劇的に変化もしていく。“賑わい”をつくる必要があると思っている。人が集まり、楽しそうにしていると気になり、覗いてみたくなる。親自身自分が安心して楽しい、幸せと感じられる時間や関係性をつくり、親自身が安心できると思える人を見つけてつながりをつくっておくことが大事だ。子どもとのつながりが根絶している人もいるので、万一の時のために頼れる人の連絡先を伝えることも大事。親の亡き後子どもは、親の残した手がかりを一生懸命探していることが多い。当事者が動き出すためには、それまでに生きる意力が蓄えられていたかどうかポイントであり、お金については福祉のセーフティーネットで何とか生きていける場合も多い。

多様な人たちの対話の場

○厚労省の施策ではひきこもり地域支援センターの拡充、基礎自治体における地域支援センターの開設やひきこもりサポーター養成の推進をしている。引きこもりの人たちの支援につなげるための居場所や情報集積のためのプラットホームの開設等に補助がおろるが、いずれも市町村が手を挙げなければならない。

○当事者の人たちは寡黙で集中して作業する仕事など、職種によっては高い評価を受けている。企業の中には、3ヶ月間研修を行うが生活資金給付金を8万円/月支給し、住まいが必要な人には斡旋も行うというところも出てきている。

○自分がかかわっているひきこもりフューチャーセッション「庵・IORI」は、偶数月の第1土曜日、「引きこもりが問題にならない社会とは？」をテーマに、ボランティアのファシリテーターたちと一緒に、7年前から続けているフラットな関係の対話の場。当日話されるテーマは、こういうことを話したいと思う方々の思いと行動で決められていく。「毎回130人くらいの人に参加し、6~7割の人はひきこもり経験者である。大事にしているのは安心感の追求、あくまでも通過点であり、当事者のためではなくお互いに成長する場として始めた。仮説と検証を繰り返し、自由に入出入りする人たちによって当事者はどんどん変わっていつている。

○最近様々当事者による支援グループや新聞、冊子の発行なども行われており、冊子等には当事者の生の声が載っているので、地方に持っていくと家族がよく読んでくれる。横浜でも当事者グループひき桜等が活動している。

周囲ができること

○人とつながり出会うの機会や安心できる場として、また、多様な段階（状況）に対応できる場がたくさんあるとよい。そこには、当事者の気持ちがわかり社会とつないでくれる人が必要。生きているだけでいいとメッセージし、当事者のこれまでの人生を肯定して、いいところを見つけて同じ方向性に向き合える人の存在が重要になる。当事者の良さを生かせる選択肢を地域にたくさん作り、理解者の育成をしていくことが、家族が穏やかに生きていける地域につながると思う。

<後期講演内容の概要>

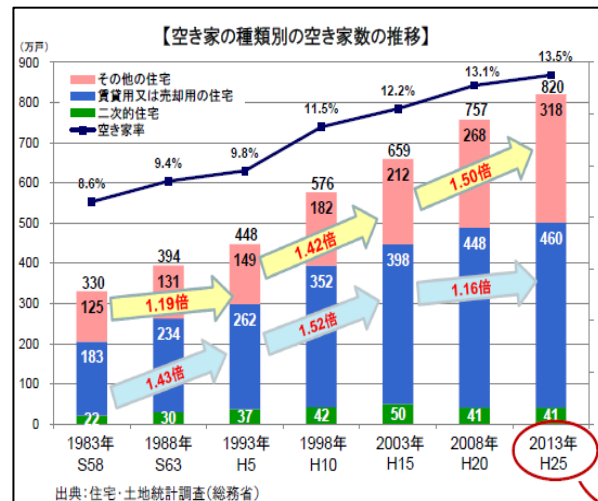
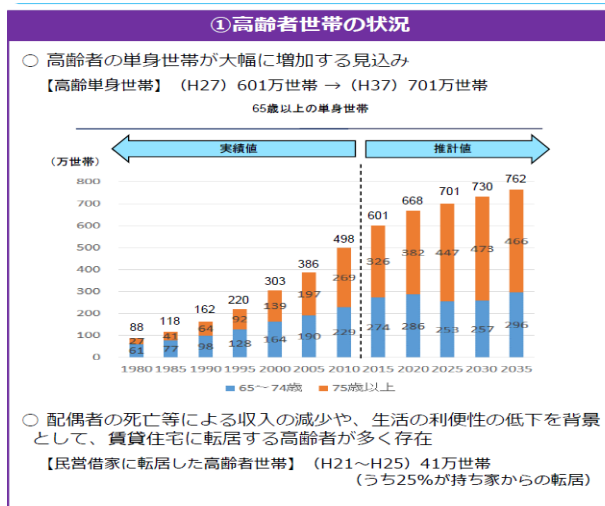
日 時：2018年11月20日(火)13:30～15:05

<テーマ1>

「生活困窮者自立支援法及び住宅セーフティネット法の改定の概略」-居住支援制度を中心にー
講 師：小林幸治氏（生活クラブ神奈川専務付政策スタッフ・市民政調調査会事務局長）

住宅セーフティネット法改正の背景

○住宅セーフティネット法が2017年11月に改正され、全国的にみると様々な動きが出てきている。しかし、住宅確保要配慮者となる人は住まいだけではなく、複数の困りごとのある人が多いのが現状。
○法改正の背景には、高齢単身者の増加、若年層の低収入、少子化、一人親世帯の増加と低収入、入居拒否（孤独死、家賃滞納等から）による住宅確保要配慮者側の状況と、空き家・空き室の増加等住宅ストック状況の両面がある。



(出典：国土交通省)

改正住宅セーフティネット法の概要

○住宅セーフティネット法は、2007年に議員立法で制定され、自治体や業者、居住支援団体などは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るために、「居住支援協議会」を組織することができるとした。1800ある自治体の内22自治体で、69協議会が設立している。(2017年10月現在) 神奈川では、横浜・川崎市だけにあり、座間市では準備中と聞いている。
○改正住宅セーフティネット法は2017年10月施行で、ちょうど1年たったところ。住宅確保要配慮

者の範囲を、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、外国人等、LGBTの人等として、生活困窮者よりも幅広く捉えている。

- 都道府県・市町村は住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定が規定され、住宅の登録基準は様々あるが、集合住宅全体ではなく1戸から登録可能である。
- 登録されたセーフティネット住宅はWeb上で検索でき、全国で5000戸弱、神奈川県内では35戸ある。登録住宅の大家側には、バリアフリーや耐震改修費用などに、1/3補助金の措置がある。
- これまで日本の住宅政策は公営住宅建設の推進だったので、生活保護制度以外で家賃補助として直接給付されることは画期的なことだと思う。国と地方自治体が月2万円を限度として補助するので、10万円の家賃の場合、本人負担は6万円ですむことになる。これで公営住宅建設を主としてきた住宅制度が転換されていくのではないかと思う。
- 居住支援法人は都道府県の指定となるが、登録住宅の入居者への家賃債務保証、円滑な入居にかかわる情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援等の業務のうち、一つの業務を行うことでよいとしている。しかし、指定を受けるためには実績が必要で、東京都では1年くらいの実績があればよいとなっている。
- 2018年10月現在、全国157団体、神奈川では6団体が指定を受けている。生活クラブ東京では指定を受けて、活動準備を進めている。
- 受益者（特に高齢者）の負担がないようにと、居住支援法人に対しては補助限度額1,000万円の支援がされる。

自治体や生活クラブ東京での取り組み

- 世田谷区では18歳未満の子供を養育する一人親世帯を対象に、月4万円の家賃低廉化補助をモデル事業として始めている。横浜市の場合一人親世帯に限らず、住宅に困っている方を対象として行っている。
- 生活クラブ東京では居住支援法人の指定を受け、組合員から空き家の情報を得て登録住宅の斡旋を行い、運動グループと連携して2019年4月からの本格実施に向けて準備をしている。見守り支援をNPO法人アビリティクラブたすけあい等が行い、24時間対応が必要な部分は外部の警備事業者などにもかかわってもらう計画をしている。家計相談事業をしている（一社）生活サポート基金には居住支援の相談があるので、入居者のマッチングができないかと考えているようだ。
- 諸外国（米国・英国・ドイツ・フランス）の居住支援政策は、公営住宅を進めるのではなく家賃補助をしている。何百万世帯というかなり多くの人たちに補助支給されているが、行政の費用としてはこれまでの住宅整備よりも効率的だと思う。ようやく、日本の政策も諸外国に近づいてきたと言えるが、住まいの確保は国の責務として進めて欲しい。

改正生活困窮者自立支援法

- 2018年10月1日より一部が施行となった。内容としては、自立支援の強化（包括的支援体制・子どもの学習支援・居住支援の強化）として、全体的に前向きな改正だと思う。
- 基本理念や定義も変わり、生活困窮者の定義として、「地域社会との関係性その他の事情により」という文言が入り、以前より社会的に意識が強まった法律になったと感じる。
- 支援体制の強化では、家計改善支援・就労準備支援・自立相談支援の三事業が連携して実施されている。住宅支援の強化では、以前シェルター等を利用していた人の居住も支援することができることとした。
- 法の施行にあわせて、厚生労働省から「事務連絡」として、生活困窮者自立支援制度と関係制度との

連携、「居住支援協議会」や「居住支援法人」との連携などについても踏み込んだ通知が出されている。

- 支援体制の強化では、家計改善支援・就労準備支援・自立相談支援の三事業が連携して実施している。住宅支援の強化では、以前シェルター等を利用していた人の居住も支援することができるようになった。
- 「通達」という義務ではなく「事務連絡」という通知ではあるが、生活困窮者自立支援制度と関係制度との連携として、「居住支援協議会」や「居住支援法人」との連携についても踏み込んだ通知が出されている。
- 予算を見てみると、2018年度では居住支援の推進では2億円だったが、2019年度は概算要求段階ではあるが、生活困窮者の自立支援の強化として全体で400億円を超える予算案が提示されている。

個人的に思うこと

- これだけ空き家が増えているのは戦後の住宅政策の間違いではないかと思う。また、生活困窮者といわれる人たちがこれだけ多く存在しているということは、経済や雇用政策が失敗だったのではないかと思う。国は民間の活力とかNPOや生協等に期待する等と言うが、50年にわたる失敗の反省なく、地域に押し付けられているのではないかと感じてしまう。国の権限を自治体や地域に、財源も含めて譲渡していかないと、実働部隊としての自治体・地域、NPOの在り方は変わらないように思う。また、国の動きを察知しながら、先ず自分たちができることをやり変えていかないと、結局何も変わらないのではないかと思っている。

<テーマ2>

「社会とつながる支援を目指して一座間市就労準備支援事業の実践から」

講師：岡田百合子氏（NPO ワーカーズ・コレクティブ協会理事）



居住支援研修会

- 座間市と神奈川県居住支援協議会では、連携体制構築のために「人と地域をつなぐ居住支援研修会」を2018年12月14日（サニープレイス座間）に開催する。認定NPO抱樸の奥田知志さんが講師で、座間市の困窮者支援の状況を生活援護課職員、フードバンクや住まいのサポート事業をしているNPOワンエイドからの報告がある。小林さんの話にあった座間市が準備中とは、座間市はNPOワンエイドに居住支援法人になって欲しいと考えているようだ。

生活困窮者を取り巻く状況と生活困窮者支援制度の対象者

- 2013年に生活保護受給者数が200万人を超えたが、明らかに働けない高齢者、傷病・障害世帯以外の働ける年齢層と考えられる、「その他世帯」の割合が大きく増加していることがわかった。そこで国は病気でも障害者でもない稼働年齢層の人たちの自立にむけた支援をすることで、生活保護受給者の増加を止めることをめざした。
- 「困窮者」とは誰をさすのかという議論もあったが、最終的には、生活保護受給者ではなく生活困窮に至るリスクの高い層と整理された。福祉事業所の来訪者のうち生保に至らない人は年間40万人にもなると推計（2011年度）され、生活保護世帯の四分の一の世帯主が生保受給世帯の出身という、貧困連鎖が生まれている。生活困窮に至るリスクが高い層の増加を踏まえ、何も対策を打たなければ生活保護支給という社会保障しかないため、生活保護に至る前の人の支援が不可欠という背景があった。

新たな生活困窮者自立支援制度（2015年施行）

- 法律の大きな柱である自立相談支援事業は、全自治体必須の事業であり、全国で約900の自治体に直轄及び委託も含めた窓口ができた。相談後の支援として居住確保支援、就労支援、家計再建支援、子ども支援等のスキームをつくって始められた。W.Co協会は横浜市から就労準備支援事業の受託をし、昨年座間市の就労準備支援事業を三者（生活クラブ生協神奈川、さがみ生活クラブ生協、NPOW.Co協会）で受けたという経過がある。
- 対象者の状態に応じた就労支援は5段階ある。（ハローワークの一般職業紹介・生活保護受給者等就労自立促進事業、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業）W.Co協会は、多くは日常生活もままならない、読み書きやコミュニケーションが苦手という人の就労準備支援事業を行っている。また、就労準備一歩手前の支援付きの就労訓練（中間的就労）ができたが、事業者の責任で進めなければならないが、すべて事業者努力でインセンティブも与えられていないのでなかなか伸びない事業である。

社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）報告書から

- 生活困窮者自立支援制度施行後3年で、社会保障審議会が現状等が報告書としてまとめられた。画期的だったのは、ホームレスや自殺者、離職期間1年以上の長期失業者、ひきこもり状況にある若者、スクールソーシャルワーカーが支援している子どもの数が把握され、そこから「8050世帯」等すぐに生活困窮に陥りやすい世帯の存在など、困窮者の一つの「像」が見えてきた。施行後支援や就労等につながった人が増えたという成果より、課題がより明確になってきたことが大きな成果だと思う。これまで支援につながらなかった、縦割りの制度の中で対応されてきた「生活困窮者」の実像を明らかにすることにより、今後具体的に支援しなければならないことが見えてきたように思う。

制度見直しにむけた基本的な考え方

- 報告書では、「地域共生社会の実現」のために早期に予防的支援をして貧困の連鎖を防ぐ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度が「切れ目のない一体的な支援」をめざすとしている。横浜市の就労支援の利用者生活保護の人が主で、ケースワーカーが中心となってかわるが、座間市は困窮者が主であり自立サポート支援員である。座間市であっても、就労準備支援利用者が生活保護を受けることになると、今度はケースワーカーが担当となり、スムーズな移行をめざし切れ目のない一体的支援は時間がかかる。生活保護のケースワーカーは「指導する」というある意味権力を持っているが、支援員は利用者の意思を尊重し一緒に考える姿勢が必要なので、双方の目線が違っている。国の提唱する「切れ目のない一体的な支援」は現場になると難しい。
- 就労準備支援事業は年齢要件を撤廃して65歳以上も可能になり、親が資産を持っているなどの要件も限定しないとした。座間市ではどのような人なのか推測すると、今まで働いた経験があってもつまらずいて長続きしなくて年を取り、なおかつ生活困窮していて、ハローワークに連れて行っても何らかの困難があってもなかなか就職に至らない人ではないかと考えている。そういう人がこれからは就労準備に相談に来られると予測しているので、どのように対応していくのか検討しなくてはならない。国は「いくつになっても働ける」社会にしていると言っているが、すでに「いくつになっても働かなければ食べていけない」社会になっていると感じている。この言葉の捉え方の違いを受け止め、どのような支援が求められるのか明確にしたい。

改正生活困窮者自立支援法（第5回生活困窮者自立支援研究交流大会資料より）

- 改正生活困窮者自立支援法では基本理念が明確化され、生活困窮者の就労・心身の状況、孤立の状況等に応じて、包括的、早期に支援を行わなければならないとなっている。「孤立」、「包括的早期支援」

がキーワードであり、何とか対策することが今回の大会のポイントになっていた。

- 生活困窮者の状態像が明確に表現され、必要なのは「個」に対する支援、断らない支援の実施、尊厳の確保、伴奏型支援、アウトリーチ（早期支援）、特にアウトリーチをどのように捉えていくのが大事だと思った。

自治体によって異なる支援の在り方

- 研究大会の顧問である村木厚子さん（元厚生労働省局長）は、地域によって支援の在り方は異なるので、自治体によって表現の仕方は異なることを意識して取組みましょうと話された。国が生活困窮者に対する仕組みを作ったが、自治体によってカラーが違うこと、そのカラーを早くに察知・把握して、具体的な支援を実践することが大事との報告だった。
- 横浜市は生活保護受給者が9割で、ケースワーカーが中心の支援となる。W.Co協会の業務は、協力事業所の開拓とコーディネート業務が中心となっている。そのため、出口（実習受け入れ先）中心の支援が必要であり、W.Co協会は実習受け入れ先（W.Co）が多いことで受託が決まった。支援をしていく中で、実習はまだハードルが高い人に向けた支援の必要性が見えてきたので、「生活訓練」を提案し、2017年より予算化された。横浜市では、協会と明確な役割分担のもとで事業を受託した。
- 座間市の利用者は、ほとんどが困窮者で、経験不足・不登校等の若い世代が多い。そのため生活訓練講座を基本プログラムとしたが、その基本プログラムも個別的計画が必要であり、相談対応や面談が多く、実習に行く手前の支援が中心になっている。自治体によって支援の中心が異なることを実感している。

座間市での共同企業体「はたらつく・ざま」

- 生活クラブの「誰もが当事者となる格差・貧困の問題に取り組み生活クラブの力を拓く」という方針があった。W.Co協会は自分たちの働き場から地域の包摂的な働き場に広げていくべきと考え、共同企業体として手をあげた。
- 「はたらつく・ざま」では、利用したい人は誰でも断らず対応し、ほっとできる場、自信回復のきっかけ、信用できる大人に出会う機会、生きることに執着することを、大勢の人たちで支援することにこだわっている。
- 利用者は、現在、男性6人、女性4人で、圧倒的に20代で家族と同居が多い。家族と同居しているのは、外に出る勇気がないこと、安心を選んだから。何らかのきっかけがないと外へでることが出来なくなり、将来は生活保護への道に向かうことが予測されそうな人たちである。
- 利用者の状況としては、不登校、ひきこもり、メンタル面の問題、働いた経験がない等、様々な状況が重なっている子が多い。引きこもっていたので、自分のできることがわからない、したいことが見えない、何もしていないので生活習慣が乱れている。なおかつ家族は病気・借金・障害を抱えている等で子どもの面倒をみることができない。子どもはいつも一人でのしかなく、働いた経験がある子は人が怖い・緊張する・コミュニケーションが苦手等、トラウマになっていて自立までにかかりの時間がかかる状況だ。

「はたらつく・ざま」の支援プログラム

- 「調理」、「掃除・片づけ」、「洗濯」、「お金の管理」という基礎を学ぶ講座を最初に受けてもらうが、参加しても何も怖くないと、通うことに慣れるため興味がある講座から参加してもらった。ご飯を食べていない子は「調理」、また黙って聞くことが多い「お金の管理」は人気あり、「掃除・洗濯」は慣れてきてから選ぶ。
- 基礎講座の後は事業所見学をするが、生協関係、ワーカーズ・コレクティブ、NPO団体から始め、

地元の企業も必要なのでスーパーやビルメンテナンス、「はたらっく・ざま」に近い事業所等開拓をして、協力事業所は現在 17 カ所になっている。

- 事業所で働く現場を見ることを大事にしているが、その後事業所の方に来てもらい「はたらっく・ざま」で交流会を開催し、見学だけではわからない事、聞けなかった事等を聞く場を持っている。いよいよ働かなければならないと自覚したり、プログラムに組み込まれているので嫌でも働かなければならないと思うなど、皆それぞれに実習に行く心構えができる。
- 2 ヶ月交代で 2 ヶ所の事業所で体験実習を行い、最終は振り返りをするが、この頃になると挨拶もでき、自分のことが話せるようになる。この基本のプログラムは、だいたい半年で終えている。

「はたらっく・ざま」でわかってきた事

- 講座は自宅以外の場に通うこと、約束した日や時間に通うことの緊張や人に慣れるためのきっかけづくりだが、慣れてくると、目での挨拶、マスクを外す、グループへの参加、笑顔が出てくるなどの変化がみられる。また、個別課題も見えてくる。
- 「はたらっく・ざま」が自宅以外の安心した場になってくると、そろそろ実習が始まり次のステップに進まなくてはならないと不安が出てくる。新しい場、知らない人との出会いにドキドキするので、実習先は安心できる場や親しいスタッフの近くを好む傾向が強い。

利用者のニーズに対応すること

- 利用者のニーズから身近な場所に実習協力事業所が必要と気づき、「はたらっく・ざま」の入っているビルの管理人さんに依頼し、ビル清掃や紹介を得て近隣のコーヒーショップや花屋さんで実習を行った。スタッフ以外の人と知り合い、話をし、褒められるという経験等を経て、最後まで気持ちよく通えることで本人の自信につながっている。
- また、実習に行って報告書に漢字が書けないと恥ずかしいと思い、漢字を学びたいという意欲が出てきた。組合員に依頼し、月 1 回漢字を学ぶ特別講座を行っている。漢字を習うだけではなく、親の出身地や祝日の意味を学ぶなど、社会的なことも取り入れて行っている。
- 朝起きれない、通えない、食を十分にとれない利用者がいたことから、何とかしようと「はたらっく・ざま」で昼食を提供し、その後実習に行ったところ皆勤できた。そこで、個別対応ではなく全体化し、「はたらっく食堂」と名付けて月 2 回実施している。今はスタッフがほとんどを自宅で準備してきて行っているが、いずれボランティアの運営で常設できたらと思っている。
- 「はたらっく食堂」では、実習が継続できただけではなく、複数の人で食べることで箸の持ち方やコミュニケーションが学べ、楽しく食べおいしさを味わうことができるなど、様々な成果が見られる。

「はたらっく・ざま」1年の振り返り

- 2017 年度は年度途中からの事業だったので、申込者 8 人の内 6 人が実習まで進み、そのうち 1 名が就労につながった。しかし就労がゴールでなく、利用者のメンタル面に寄り添いながら定着するまで支援する必要が見えてきた。就労先や座間市の就労支援員と連携・協力しながら継続的に見守っていくことで、働けるようになって考えている。
- 1 年間の支援でできることは限られるが、利用者にあった個別の支援が必要だとわかってきた。本人の納得のもと、親との面談、座間市支援課との調整等途中で切らないで伴奏支援を続けることが大事である。
- 「はたらっく・ざま」ができることは限られるので、組合員や地域の人たちと一緒にやっていくことが大事だ。家族に代わる世話焼きの人たちを増やすために、組合員にかかわってもらい一緒に活動し

たい。さがみ生活クラブとは、クリスマス会を一緒にやることや講座の講師等で実態を作って、一つ一つお互いに共感と共通理解・認識を深めながら進めていくことが必要だ。

○はたらっく・ざま の運営は試行錯誤しながら、利用者ニーズに応える形で行っている。企画・実施したことは生活クラブや座間市支援会議に報告している。

○今後の課題としては、食の提供（調理し一緒に食べること）、場や住まい（人）、学びの機会（社会生活を過ごすための基本的なことを教えてもらう）を増やすことが必要。

1年間夢中で就労準備支援事業を進めてきたが、新たな困窮者支援のネットワークが座間市や社協と関係者間で生まれつつあり、また生活クラブ、特にさがみ生活クラブの理事会とは、はたらっく・ざまを通して困窮者支援の理解が広まっていると実感している。

はたらっく・ざま 講座風景

